

40 水循環再生による伊勢湾・三河湾の水環境の改善について

(財務省、内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省)

【内容】

- (1) 森林から海に至る流域全体を視野に入れた健全な水循環を再生するため、水循環基本法に定める水循環基本計画に基づく施策について、関係府省の連携を一層強化して総合的かつ一体的に推進すること。
- (2) 伊勢湾・三河湾をきれいで生物多様性に富んだ豊かな海域環境に再生するため、閉鎖性水域の実情に応じた汚濁負荷の削減や栄養塩管理方策の構築など効果的な手法を確立し、海域環境再生の取組を推進すること。
- (3) 水がきれいで、様々な生きものが生息・生育し、人々が親しめる「里海」に再生するため、深堀跡の埋戻しや覆砂、水質浄化機能を有する干潟・浅場の造成等の事業を促進すること。
- (4) 下水道は水質浄化対策を進める上で重要な役割を担っており、流域下水道及び公共下水道の積極的な整備・高度処理化並びに既存の合流式下水道の改善を促進するための施策を講じること。
- (5) 農業集落排水処理施設の着実な整備の促進を図ること。また、浄化槽については、早期に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する施策の拡充など整備の促進を図ること。
- (6) 森林の持つ水源かん養や洪水緩和などの公益的機能を十分に発揮していくため、伊勢湾・三河湾流域の森林の整備・保全を一層促進すること。

(背景)

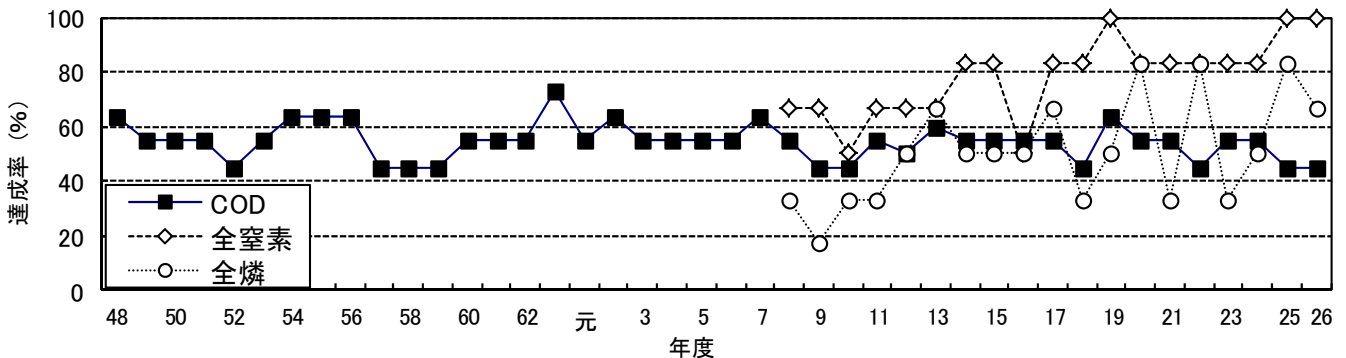
- 閉鎖性海域である伊勢湾・三河湾では、環境基準の達成率は横ばいで推移しているほか、富栄養化による赤潮や貧酸素水塊の発生が見られるなど、依然として水質の改善が進まない状況にある。また、生物多様性の喪失、水辺の減少等の水環境に関する問題も発生している。
- これらの問題の解決には、健全な水循環を再生することが不可欠であり、これまでのように環境、治水、利水などの各分野で個々に施策を実施するだけでなく、森林から海に至る流域全体において、総合的かつ一体的に施策を推進することが必要である。

平成26年7月1日には「水循環基本法」が施行され、国は同法に基づき、平成27年7月10日に「水循環基本計画」を策定した。

- 本県では、「あいち水循環再生基本構想」に基づき、県民・事業者・NPO・行政が構成員となった「水循環再生地域協議会」を設立し、平成20年3月に県内3地域ごとの「水循環再生行動計画」を取りまとめ、流域が一体となった取組を進めている。
また、平成24年2月には、行動計画の更新を行い、「水循環再生行動計画（第2次）」を作成したところである。
- さらに、平成22年度に、三河湾の海域環境改善に関わる県関係部局（環境部、農林水産部、建設部）が一体となり、三河湾からの恵みを将来にわたり享受できるように「三河湾里海再生プログラム」をとりまとめるとともに、平成25年度には、県民・事業者・NPO・行政等の様々な主体が連携・協働して取り組む内容を「三河湾環境再生プロジェクト行動計画」としてとりまとめ、三河湾の環境再生に向けた取組のより一層の推進を図っている。
- 国は、環境省において三河湾を対象に物質循環健全化計画（三河湾ヘルシープラン）を平成25年3月に策定したところであるが、引き続き三河湾、そして伊勢湾においても豊かで健全な海域環境に向けた取組を推進する必要がある。

（ 参 考 ）

◇ 伊勢湾・三河湾における環境基準達成率（COD、全窒素及び全燐）の経年変化



出典：環境部調べ

◇ あいち水循環再生基本構想の概要

